慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法五六一〕株主の死亡を始期とする自己株式取得の効力(大阪地裁平成二五年四月一六日判決)
Sub Title	
Author	来住野, 究(Kishino, Kiwamu) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2015
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.88, No.11 (2015. 11) ,p.41- 50
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20151128-0041

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　五六一〕　株主の死亡を始期とする自己株式取得の効力

（大阪地裁平成二五年四月一六日判決
平成二二年(ワ)第七〇六〇号株主権確認等請求事件
金判一四三四号五〇頁、判時二二一九号一三一頁）

〔判示事項〕

株主が死亡したときはその保有する株式を会社に対して額面金額で譲渡する旨の合意は、投下資本の回収とわずかながらも利益の取得が可能であり、株式を譲渡するには会社の承認が必要であって売却先を探すことが困難であることを併せて考えると、株主の投下資本回収の利益を害するものとまではいえず、公序良俗には反しない。かかる合意に基づく会社の株式取得は、取得時の価格が配当可能利益を下回り、また全株主が同一の株式譲渡合意をしており、株式取得時にも株主の変動はなかったから、全株主の同意があったといえ、自己株式取得に関する法律違反の瑕疵は治癒される。

〔参照条文〕

会社法一五六条～一六〇条、四六一条一項、民法九〇条

〔事　実〕

本件は、Aの息子であるX（原告）が、Aが保有していたY株式会社（被告）の株式二万八二〇〇株を相続したとして、Y会社に対し、株主権の確認、株主名簿の名義書換を請求したほか、Xへの招集通知を欠いたとして、平成二三年六月一七日開催及び平成二四年六月二六日開催の各株主総会の決議の取消を求めた事案である。

Y会社は、青果物、その加工品及び冷凍果物の販売等を業とする株式会社である。創業時の代表取締役はBであり、現在の代表取締役はCである。Y会社においては、Y会社

株式を譲渡するには取締役会の承認が必要である。

Aは、Y会社の取締役であった者であり、Y会社の発行済株式総数六万株のうち二万八二〇〇株を有する筆頭株主であり、平成二〇年一二月二〇日死亡した。Xらは、平成二二年一〇月一日、A保有のY会社株式をXがすべて取得するとの遺産分割協議を行った。

Aは、平成一四年六月二二日、Y会社との間で、①自己都合によりY会社を退職するとき、②会社都合により退職が生じたとき、③本人の死亡により退職となったとき（相続より除外）、④会社都合により株式の買取が必要となったときに、Aの保有するY会社株式をY会社に対し額面金額または額面以内で譲渡するとの合意をした。Y会社の株主らは、同じころ、Y会社との間で同内容の合意をしていた（本件株式譲渡合意）。

Xは次のように主張した。㋐本件株式譲渡合意には、「会社都合により株式の買取が必要となったとき」という停止条件があり、売買代金支払債務者であるY会社の一方的意思にのみ係る随意条件を内容とするものであるから、合意全体が無効となる。㋑本件株式譲渡合意には、「本人の死亡により退職となったとき」という停止条件があり、条件成就時には効果帰属主体が存在しないことが前提となっている契約は有効に成り立ち得ない。㋒本件株式譲渡合意は、合意当時の商法上の、定時株主総会における特別決議、取得期間などの自己株式取得要件を充足しないから無効である。㋓本件株式譲渡合意は、額面金額または額面以内での譲渡を強制するものであるから、株主のキャピタル・ゲイン取得による投下資本回収の利益を著しく害するものである。また、本件株式譲渡合意の目的については、平成一九年八月二〇日の増資による新株二万株がすべてCに割り当てられたこと、これまで本件株式譲渡合意に基づいてY会社が取得した自己株式がC及びその息子であるDに譲渡されていることからして、C一族によるY会社支配にあるといえる。以上によれば、本件株式譲渡合意は、公序良俗に反し、無効である。

これに対して、Y会社は次のように反論した。㋐本件株式譲渡合意の「会社都合により株式の買取が必要となったとき」というのは、客観的にみてY会社が買い取る必要が生じているときという意味であって、単に会社が必要といえばいいというものではない。随意条件であったとしても、この条項のみ無効となり、契約全体が無効となるものではない。㋑本件株式譲渡合意の「本人の死亡により退職となったとき」については、契約当事者の意思を尊重し、本

人が死亡した際には株式の売買代金は相続人に支払うとの合意ができていたと解するべきである。㈢本件株式譲渡合意の時点で、Aを含め全株主が同じ合意をして承諾しているのであるから、旧商法下における手続を経ていない瑕疵は治癒される。また、Aが死亡した平成二〇年時点では旧商法は改正されており、Xら主張の手続は不要である。㈣Y会社のような非公開会社の株式を取得しようとする者はおらず、額面金額での買い取りによって投下資本の回収が保障されている。本件株式譲渡合意は、従来の慣行を書面化したものであり、AがY会社の代表取締役であったころ、外部の株主らによってY会社の経営に混乱が生じたことがあり、経営の安定化のために株主をY会社の関係者のみに限定し、退職した者は株主でなくなるとの慣行ができた。商法改正により自己株式の取得が自由化されたことから、筆頭株主であったAを含めた株主全員から、本件株式譲渡合意を取り交わした。Aは、前記の外部株主による経営の混乱を経験しており、次期代表候補者であったことから、自身が代表に就任した際の経営の安定を図る目的から本件株式譲渡合意を導入することを強く希望していたのであり、平成一四年当時は、Cが辞職または死亡により代表取締役を退いたときは、Aが代表取締役に就任することが前提とされていたのであるから、C一族によるY会社支配目的ということはない。

〔判　旨〕請求棄却

「Xらは、本件株式譲渡合意が公序良俗違反であると主張する。

しかし、本件株式譲渡合意の状況をみると、Y会社から退職したすべての株主において、額面金額での買い取りが行われており……、平成一二年以降の一三年間で、額面五〇〇円の一株に対し三回合計で一〇〇円という、回数は少ないものの、配当が実際に行われたことにより……、投下資本の回収とわずかながらも利益の取得が可能であり、Y会社の株式を譲渡するにはY会社の承認が必要……であって売却先を探すことが困難であることを併せて考えると、本件株式譲渡合意が株主の投下資本回収の利益を害するものとまではいえない。そして、Y会社においては、過去に株主との紛争により経営が混乱した経験があること……、Aが、本件株式譲渡合意がされた当時、Y会社の筆頭株主であったこと……、次期代表取締役候補であるA……にとって、自身が代表取締役に就任した際には、本件株式譲渡合意をすることによって安定的な株主構成を形成できる

というメリットがあったことからすると、C一族によるY会社支配目的であったとまでいうことはできない。」

「Xらは、本件株式譲渡合意が自己株式取得に関する旧商法上の要件を欠くと主張する。

しかし、実際にAの株式がY会社に移転したのはAが死亡した平成二〇年一二月であるが、平成二〇年三月期及び平成二一年三月期の配当可能利益は二億円弱であり、取得価格は配当可能利益を下回ることは明らかである。また、平成一四年当時の全株主が本件株式譲渡合意をしており、……平成二〇年一二月当時の株主はいずれも平成一四年当時も株主であった者であり、本件株式譲渡合意に基づくA保有の株式の移転については、全株主の同意があったといえるから、自己株式取得に関する法律違反の瑕疵は治癒されるというべきである。」

「なお、Xらは、本件株式譲渡合意について、純粋随意条件を内容とするものであること、死亡を条件とするものであることなどから無効であると主張する。

しかし、売買契約は双務契約であるから、債権者であると同時に債務者であり、純粋随意条件に関する民法一三四条の規定の適用はない。また、死亡は将来確実に発生する事実であるから条件ではなく、当事者間の合理的意思解釈として、自己の死亡時を期限として死亡後の効力を生じさせる契約も無効となるものではない。」

〔研　究〕

判旨に反対する。

一　本件は、株主の死亡を含む退職（取締役退任を意味するのかは明らかではない）を契機として会社がその株主から自己株式を取得する旨の契約の効力が争われた、非常に興味深い判例である。

本件は控訴されたが、大阪高判平成二五年九月二〇日金判一四三四号五六頁は、「本件株式譲渡合意では『額面金額又は、額面以内』としか定められておらず、代金額が未定であ」るとのXの補充主張に対しては、「上記文言は、相当価額で譲渡するが、ただ額面金額を上限とする趣旨と解され、客観的には特定されて」おり、譲渡価格は額面金額（一株五〇〇円）となる場合が多いと想定されており、Y会社は額面金額（合計一四一〇万円）を支払う旨たびたびXらに対して述べているものと認められると判示するほか、本件株式譲渡合意が被相続人である株主との間でその生前に取得価格まで定めるものであること、その価格が「額面金額又は、額面以内」とされ一株の譲渡時の価値が

全く考慮されていないことから、本件株式譲渡合意中株主の死亡を理由とするものは公序良俗に反し無効であるとの補充主張に対しては、「そもそも財産を無償で他人に与える死因贈与契約も直ちに公序良俗に反するとはいえず、まして株式の譲渡契約に一株の譲渡時の価値が考慮されなければ公序良俗に反するなどとは認められない」と判示して、控訴を棄却した。

なお、本件では、Xらは、Y会社の取締役であったAが在職中に死亡したことから、Y会社が契約したAを被保険者とする生命保険の保険金六〇〇〇万円がAの死亡退職弔慰金であるとして、Y会社に対してXらの法定相続分の割合に応じた支払及び各遅延損害金も請求しているが（平成二二年(ワ)第一七七七一号死亡退職弔慰金支払請求事件）、ここでは取り上げないことにする（この争点については、土岐孝宏「本件（控訴審）判批」法学セミナー七一六号一一七頁参照）。

二　本件において、無効事由として主に問題となるのは、①額面金額での株式譲渡を強制する契約は、株主の投下資本回収を不当に妨げるものとして公序良俗に違反しないか、②株主総会の特別決議を経ずになされた自己株式取得は無効ではないか、という二点である。

それ以外にも、本件株式譲渡合意は形式的にはかなり会社にとって都合のよい内容となっているため、紛争の原因となる問題が少なくない。

第一に、本件株式譲渡合意には純粋随意条件が付されているとして無効が主張されているが、これを斥けた判旨の説示に問題はなかろう。ただし、「会社都合により株式の買取が必要となったとき」という条件は、会社に無制限の株式売渡請求権（実質的には形成権）を認めたに等しく、退職までは株式を保有し続けられるという株主の期待を裏切るおそれが大きい（潘阿憲「本件判批」ジュリスト一四七一号一一三頁、鈴木隆元「本件（控訴審）判批」私法判例リマークス五〇号一〇一頁参照）。この点について、Y会社は、客観的にみてY会社が買い取る必要が生じているときを意味すると主張しており、これでは依然として抽象的すぎるが、当事者の合理的意思解釈として、会社の売渡請求は客観的に合理的な理由がある場合にのみ認められると限定的に解することができよう。

第二に、本件株式譲渡が死亡を条件としていることを理由とする無効も主張されているが、これを斥けた本判決に問題はなく、本件株式譲渡合意は株主の退職・死亡を始期（停止期限）とする株式の売買契約と評価してよかろう。

そして、株主が死亡した場合については、その持株は「相続から除外」されることになっている以上、本件株式譲渡合意は、株主の死亡により株式は当然に会社に移転することを目的とするものであると解される。

第三に、Xが控訴審において補充主張しているように、本件株式譲渡合意は売買価格について額面金額または額面以内と定められているため、代金額の不確定により無効をもたらすおそれがある（なお、平成一三年商法改正により額面株式・無額面株式の区別は廃止された）。この点につき、本件控訴審判決は、額面金額を上限とする相当価額とする点で取得価格は確定していると解するが、取得価格が必ずしも額面金額ではなく、それを下回るおそれがあるというのでは、株主は、キャピタルゲインを得られないどころか、キャピタルロスまで負担するおそれがあり、株主に一方的に不利である（鈴木・前掲一〇一頁）。まして、分配可能額を財源として買い取る以上、額面以下の相当額といっても、それは一株当たりの持分価値ではなく、分配可能額の範囲内で買い取ることのできる金額ということになり、株主にとって適正な価格とはいえない。本件を新会社法上の問題としてみた場合、本件株式譲渡合意が全株式を対象としていることに鑑みれば、定款の定めによらない取得条項付株式（会一〇七条一項三号）の発行に等しいが、取得条項付株式を発行する場合、会社が取得条項付株式を取得するのと引き換えに交付する金銭の額またはその算定方法を定款に定めることを要し（同二項三号ト）、その額が取得時の分配可能額を超えるときは取得の効力を生じないところ（会一七〇条五項）、本件株式譲渡合意をもって額面以下の相当額として取得価格が確定していると解することは、取得条項付株式の発行の脱法を許すことになりかねない（藤嶋肇「本件判批」大阪経大論集六六巻一号二九三〜二九四頁は、むしろ全株式の内容として取得条項を付する旨の定款の定めを設ける株主全員の合意があったとして、これを有効と解する可能性を提示するが、かかる定款変更は株式の属性を変更せしめるものであるから、会社の意思決定としてその旨の明確な同意を要するというべきである）。むしろ、額面金額を支払う旨たびたびXらに対して述べていたという事実に着目して、買取価格を額面金額に一本化するという合意内容の変更があったと評価するのが妥当であろう。

三　確定額での株式譲渡を強制する契約の効力は、主に従業員持株制度において従業員退職時に会社・持株会などに対して株式を一定の価格（例えば取得価格）で売り渡す旨

の合意の効力をめぐって争われてきた。そこでは、株式を譲渡するか否かの自由・相手方選択の自由が奪われるだけでなく、取得価格での売渡が強制される場合には株主にキャピタルゲインを得る機会を与えないことになるため、投下資本回収を不当に妨げることになるのではないかが問題となる。この点につき、最判平成七年四月二五日集民一七五号九一頁は、株式譲渡自由の原則（会一二七条、旧商二〇四条一項）にも公序良俗にも反せず有効であると判示するにすぎず、その理由を述べていないが、下級審判例及び最判平成二一年二月一七日判時二〇三八号一四四頁は、公序良俗違反の有無につき、譲渡制限株式は市場における自由な売買が予定されていないこと、従業員株主は時価にかかわりなく額面額で株式を購入できること、相当程度の利益配当がなされていることなどを理由として、投下資本の回収を著しく制限する不合理なものではないと解してきた（学説・判例の状況については、拙稿「契約による株式譲渡の制限」明治学院大学法学研究九五号二六～三〇頁参照）。本判決もかかる下級審判例の傾向を踏襲している。

しかし、契約の効力は契約締結時の事情を基準として判断するのが大原則であるから、配当実績といった契約締結後の事情によって契約の効力が左右されるはずはなく、公序良俗違反の判断基準とはなりえない（拙稿・前掲三五頁）。この点に関連して、本判決は「Xらは、本件株式譲渡合意によって株主からY会社が取得した自己株式の帰趨や増資の際にY会社代表者が全部引き受けたことなどをC一族のY会社支配目的であることの根拠事実として指摘するが、……いずれも本件株式譲渡合意の交わされた数年後である平成一八年から平成二一年の事実であり、これらの事実をもって平成一四年に交わされた本件株式譲渡合意当時にY会社支配目的があったと推認するには足りないというべきである」とも判示しているが、本件株式譲渡合意の効力をめぐってその後の利益配当状況を考慮することは整合性を欠いている。

思うに、株価変動による損益の予測は株主の投資判断に属し、株主が株価変動に伴う利益享受と損失負担を望まず、剰余金配当のみによって利殖することに満足する場合に、かかる意思が社会的に不当であると評価することはできないから、売買価格は当事者の自由に委ねられるべきものであり、法律が投下資本回収の金額の妥当性についてまで後見的な役割を果たす必要はない（拙稿・前掲三六頁）。したがって、本件株式譲渡合意は公序良俗に違反するとはいいがたい。

なお、本件株式譲渡合意はC一族による会社支配を目的としたものとして公序良俗に違反するかということも争点となっている。これは動機が公序良俗に違反する法律行為の効力の問題となろうが、会社支配の目的自体は何ら社会的に非難されるものではないし、株式譲渡により会社支配権の変動がありうることも当然であるから、株式譲渡制限に関する合意が一部の株主の会社支配を目的としていたとしても当然に公序良俗には違反しないのであって、この争点は検討に値しないというべきである。ただし、それが会社による自己株式取得によって実現される場合には、会社が恣意的に株主構成を操作するおそれがあるが、株主がそれを牽制するためにも自己株式取得には株主総会決議が要求されるのであるから、そこでは株主総会決議の有無こそが重要である。

四　そこで、本件株式譲渡合意について自己株式取得に要する株主総会決議があったと評価できるかについて検討する。

本判決は、本件株式譲渡合意がなされた平成一四年当時、株主全員が同一の合意をしていたため、株主全員の同意をもって株主総会決議があったと評価しているものと思われる。さらに、Aの死亡により株式譲渡の効力が生じた平成二〇年一二月当時の株主はいずれも平成一四年当時も株主であった者であるという判示は、平成二〇年一二月にも株主全員の同意があったと評価してよいという意味であろうか。そうであれば、本件株式譲渡合意には締結時と効力発生時の二重に株主総会決議が要求されることになるが、いずれか一方で足りるはずであるから、その理論構成は明らかではない。結局のところ、本判決は、株主全員が同一内容の本件株式譲渡合意を締結し、その後株主構成に変動もなく、株主はいずれも合意内容の妥当性について問題にしていないから、その効力を否定する必要はないという現状を追認するだけの事例判断にすぎず、そこに理論的な裏付けがあるかは大いに疑わしい。むしろ、本件株式譲渡合意の内容はかなり杜撰であり、意思解釈や事後的事情により修正しなければ内容の確定性・妥当性を担保できないことに鑑みれば、合意当時に株主全員の同意があったと評価できるかも疑問である。仮に本件株式譲渡合意に関する株主全員の同意があったと認定できるとしても、それをもって株主総会決議に代替しうるかは、自己株式取得に関する株主総会決議の目的と密接に関係すると考えられる。

本件株式譲渡合意について適用されると思われる平成一三年改正商法の下では、自己株式の買受には定時総会の決

議を要し（二一〇条一項）、買受期間は決議後最初の決算期に関する定時総会の終結時までとされていた（同二項一号）。これは、自己株式の買受が利益処分の一環としてなされるからにほかならない（原田晃治＝泰田啓太＝郡谷大輔「自己株式の取得規制等の見直しに係る改正商法の解説〔上〕」商事法務一六〇七号一二頁）。したがって、その決議は、一定額の利益を自己株式取得に使用することに関する取締役への授権であると評価することができる。そうであれば、買受期間内か否かは、自己株式の売買契約の締結時ではなく、効力発生時（代金支払義務の発生日）を基準とすべきことになろう。しかるに、本件では、本件株式譲渡合意がなされた当時、利益処分に関する株主総会決議またはそれに代わる株主全員の同意があったという認定はないし、仮にあったとしても、退職という始期の到来により本件株式譲渡合意が効力を生じなければ、次の定時総会終結時をもって本件株式譲渡合意は失効するはずである。利益処分は毎決算期に定時総会で決議すべきものである以上（二八一条一項四号・二八三条一項）、利益処分を無条件・無期限に取締役に委任することはできないし、株主が誰も本件株式譲渡合意に異議を述べないからといって、毎決算期にこれを更新する同意があったと評価するのはあまりにも乱暴である。このように、自己株式取得に関する株主総会決議の意義に鑑みれば、本件株式譲渡合意について株主全員が了知しているとしても、それをもって株主総会決議に代替せしめることはできない。そして、株主総会決議を欠く自己株式取得は、無権代表により無効となると解すべきである（拙稿「自己株式取得・保有・処分規制の問題点と違法取得の効力」法学研究八三巻七号六七～六八頁）。したがって、本件株式譲渡合意の効力発生時にその取得価格が配当可能利益の範囲内であっても、その処分について株主総会決議に基づく授権がない以上、自己株式取得の効力を認めることはできない。

もっとも、新会社法の下では別異に解する余地がある。というのも、新会社法においては、自己株式取得に関する株主総会決議は剰余金処分の授権としての意味合いが後退したからである。新会社法の下では、自己株式取得は剰余金分配規制に服し（会四六一条一項）、株主総会決議が要求されるのは（会一五六条一項）、自己株式取得が剰余金分配の一形態であるからであると説明されることが多い。しかし、新会社法は包括的な剰余金の処分という概念を設けていないし、自己株式取得が分配可能額の範囲内であるか否かは自己株式取得の効力発生時を基準とするため、株

主総会で決議した取得価額の総額が分配可能額の範囲内であるかは決議の効力を左右しない（拙稿・前掲法学研究八三巻七号六四頁）。したがって、一年間という自己株式取得期間（会一五六条一項柱書）も、売買契約の効力発生時を基準とする必要はない。もっとも、取得期間を限定する趣旨が、その期間内の自己株式取得による持株比率の変動可能性を株主に予測せしめることにあるとすれば、期間内に効力を生ずる自己株式取得を授権したことになり、それが「取得することのできる期間」という文言にも適合するように思われる。しかし、取得期間を設ける趣旨は、絶えず変動しうる株主の意思を自己株式取得に可及的に反映させることにあると解される。株主総会決議による授権の際に自己株式取得契約の付款を指示した上で取得期間内に自己株式取得契約を締結すれば、効力発生が取得期間経過後であっても株主の意思に反しないし、取得期間経過後に取締役が株主構成を恣意的に操作するおそれもない。そうであれば、株主全員が同一の本件株式譲渡合意をしたことをもって自己株式取得に関する株主総会決議があったものと評価し、Aの死亡まで合意の効力は継続しており、会社の自己株式取得時においてその価格が分配可能額の範囲内であれば、自己株式取得の効力は妨げられないと解することができる（吉田正之「本件判批」金融商事判例一四五五号四～五頁は、自己株式取得期間が一年間とされた趣旨は、取締役会の裁量を制限することにあると解し、本件株式譲渡合意ではその裁量は制限されており、本件株式譲渡合意について株主全員の同意がある以上、期間経過の瑕疵は治癒されるとして、本判決に賛成するが、新会社法施行前の解釈には妥当しない）。

なお、違法な自己株式取得において譲渡人からの無効主張は認められないと解するのが判例・多数説であることに鑑み、本件でも、自己株式取得についての総会決議の瑕疵を認めた上で、Xからの無効主張を否定することにより本判決と同様の結論を導く見解も主張されているが（潘・前掲一一五頁）、譲渡人からの無効主張を否定すること自体が法律行為論的にも利益衡量論的にも妥当ではないし（拙稿・前掲法学研究八三巻七号五五頁）、株式譲渡人の相続人は、不当な投機目的のために無効を主張するおそれはあるものの、純粋に株式を相続できなかった者としてその無効を主張する可能性も高いのであるから、必ずしも譲渡人とその相続人を同視することはできない。

来住野　究